

第4回 江別市子ども・子育て会議 議事要旨

開催日：平成26年5月29日（木）

時 間：午後3時～

場 所：野幌公民館2階研修室3・4

1 開 会 2 議 事

～ 報告事項（1）～

- 土淵会長：では、議事に入ります。まず、次第2議事の報告事項、①と②の『江別市の地域子育て支援事業について』と『江別市の子ども・子育てを取り巻く状況について』あわせて事務局より説明をお願いします。
- 事務局：資料1『江別市の地域子ども・子育て支援事業』、資料2『江別市の子ども・子育てを取り巻く状況』に基づき説明
- 土淵会長：ただいまの説明について、質問、意見がございましたら、お願いします。
- 委員：まず資料1の3ページのこんにちには赤ちゃん事業で、対象世帯748世帯中734世帯に対して訪問ということですが、14世帯は確認できないということでしょうか。次に6ページの子育て短期支援事業ですが、資料2ではショートステイ事業と書いていますが、これは同じ事業と理解してよろしいでしょうか。25年度の取り組み状況の中で、6名の児童が延べ26日間利用していますが、利用中、学校の授業はどのようになるのでしょうか。次に、11ページの放課後児童クラブに関してですが、公設がおおぞら1クラブと民間が16クラブとなっていますが、資料2の方では、19か所あります。民間の16クラブは変わらないですが、公設の森の子と萩ヶ岡は、どの事業に入りますか。また、学童保育のところでは実績数が資料1と資料2では数字が違っているので、その違いを教えてくださいと思います。
- 事務局：こんにちには赤ちゃん事業の対象者数と訪問件数の違いは、生後4か月までの乳児のいるご家庭、それから市内に転入をされた方のお子さんがある家庭を訪問させていただく中で、訪問を拒否される世帯、または住民登録は江別にあつて実際にはお住まいでなかった世帯などがあり、訪問件数の方が少なくなっています。それから2点目、子育て短期支援事業とショートステイが同じかどうかについては、ショートステイとトワイライトステイ合わせて子育て短期支援事業となっています。ショートステイは市外の児童養護施設に短期的に入所していただきますので、入所となれば、基本的に学校に通学とか保育園に通園というのは、なかなか難しいと理解しております。それから、放課後児童クラブについての資料1と資料2の件数の違いは、委員のご指摘のとおり、公設放課後児童クラブ2施設が、資料1の数には算入されておられません。資料2の7ページの数には、森の子、萩ヶ岡児童クラブの数も入り、さらに資料1は7月1日時点、資料2は5月1日時点の数となっています。
- 委員：ショートステイを利用する児童が学校には行けないということになると、施設の中で何らかの補助授業を受けているのか、それともただ、預けられて自由に過ごしているのか、江別に施設がないというのも一つの問題だと思うのですが、そのあたりはどうなのかなと思います。それと、学童の部分については、5月現在と7月現在の差異があるということは理解しましたが、資料

1の事業の推移の中で森の子と萩ケ岡の予算もこの中には入っていると考えてよろしいですか。

○事務局：ショートステイは、基本的には最長で7日間まで短期間利用できる事業となっており、入所すれば市外から通学というのはなかなか難しいのですが、状況に応じてですけども、もし通学をさせたいということであれば、他事業のファミリーサポート事業を利用した中で通学する選択肢はあると考えております。萩ケ岡、森の子児童クラブの予算上の措置につきましては、資料1の過年度の実績の中には含まれておりません。児童センターに併設されておりますことから、予算上としては、児童センターの方で予算措置をしております。

○土淵会長：地元で児童養護施設がないということで、どうしても送迎の関係とか、どこの特に施設と学校の距離がどうなのかという点では、不利になるお子さんが出てくる場合もあるのかなということは感じます。ほかにありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

～ 報告事項（2） ～

○土淵会長：次に、報告事項『③江別市が条例で定める各基準のパブリックコメントの実施について』事務局より説明をお願いします。

○事務局：資料3『江別市が条例で定める各基準のパブリックコメントの実施について』に基づき説明

○土淵会長：この資料一式でパブリックコメントされるということですね。つまり、添付資料の子ども・子育て支援新制度の概要についてもあわせて載せて、そしてこのような基準について、パブリックコメントを求めるということでよろしいですか。

○事務局：お配りした資料3を資料としてパブリックコメントを行う予定です。参考資料として新制度とは何なのか、前回の会議で委員にお配りしました新制度の概要をダイジェスト版にしまして、載せています。そしてこの資料の一番最後に意見記入用紙というものがございますので、これに記入いただいて、ご意見を寄せていただきます。

○委員：概要の中で地域子ども・子育て支援事業の中の12番、13番の新規と書いてありますよね。これについて、もう少し詳しく教えてください。

○事務局：子ども・子育て支援新制度の概要の4ページに書いております新制度に向ける給付事業の全体像、この中の地域子ども・子育て支援事業の12、13は、子ども・子育て支援新制度の創設に伴って地域子ども・子育て支援事業に新しく位置づけられる事業です。実費徴収に係る補足給付事業につきましては、各種の事業者が事業を実施される場合に、一部を実費徴収し、ご本人から負担をいただく分と、一定程度の要件を満たす前提になりますが、あわせて補足給付される事業と認識しています。ただ、事業の具体的な内容は、現時点で国において詳細まで検討は進んでいません。

13の多様な主体の新制度への参入促進事業は、例えば左側に書いてあります地域型保育給付ですとか、今まで施設型給付に該当する幼稚園、保育園については、社会福祉法人や学校法人が、基本的に事業を営むということが前提になっていたのが、一部の地域型保育給付等については、その要件がある程度緩和され、より多くの事業者に参加することを促進するための事業と認識しております。これも国の子ども・子育て会議の議論の中では、詳細が示されていませんので、一定程度整理はされた時点で、情報提供という形でご案内をさせていただきたいとは考えております。

○土淵会長：ほかにいかがでしょうか。

○委員：まだはっきりとはしていないですが、実費徴収というのは、幼稚園で今まで英会話教室を行

ったり、体操教室を行ったりして外部講師を呼ぶなど、何か特別な活動を行う場合、毎月保育料にプラスしている部分があります。今度、新制度になると保育料というのは基本的には、応能負担とみんな同じになりますから、そういう活動をやめてしまうのか、ある程度基準を満たしていなければいけないとは思いますが、実費徴収を特別に認めるのかどうかという議論があったと思います。

○土渕会長：今のことで、ほかによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○土渕会長：なかなか一市民の立場としてみても、結構たくさん資料を読み込むというのは大変かなとは思いますが、一方では、やはりなるべく多くの情報を正確にお知らせしてコメントを求めるといった必要もあると思います。実施期間が上半期中にという制約もありますが、6月10日から7月9日の1か月間ということで、期間はかなりあるかなと思います。ほかには質疑、意見はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

～ 報告事項（3） ～

○土渕会長：次に報告事項『④江別市次世代育成支援行動計画後期計画の取り組み状況について』、事務局より説明をお願いします。

○事務局：資料4『江別市次世代育成支援行動計画後期計画の取り組み状況について』に基づき説明。

○土渕会長：資料4については、今日配付になったということですので、なかなかすべての項目をここで確認できないかと思っておりますので、今、事務局から説明があったように、持ち帰ってじっくりと見ていただいて、またご質問なり、ご意見がありましたら事務局の方にお寄せいただくということになろうかと思っております。でも、そうは言いながらも今ここで何か聞きたいということもあろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員：この評価結果というのは、市民アンケートの結果でしょうか。

○事務局：後期計画の評価については、前期計画の評価ですとか、過去4年間の数値の推移等を見させていただいた中で、評価をさせていただきました。

○土渕会長：事業を実施した中での反省点なんかも踏まえたり、それと概要版の7ページに、最終年度が平成26年度目標値も出ていますので、ここと照らしたりもしているのかなと思っておりますが、評価としては自己評価ということですね。今までの1、2、3も含めてでも構わないと思うのですが、何かありますでしょうか。

○委員：パブリックコメントのところでお聞きするのを忘れたのですが、これは具体的にどういう形で市民の皆さんに提示をされるのか教えていただけますか。

○事務局：実施方法については、広報えべつの中でパブリックコメントの内容と、配布場所をご案内させていただき、あわせて市のホームページでもご案内をさせていただき、配布場所においでいただいた方にパブリックコメントやっていますということを掲示によりご案内させていただき、周知をさせていただく予定です。

○土渕会長：そうしますと、例えば市民の方が広報を見て、私も関心があるので見てみたいのですね、取りに行くなり、郵送するなりというか、基本的には取りに行き、あるいは公共施設、近くの市の施設に行き受け取るというイメージでしょうか。

○事務局：配布場所ですが、広報えべつの中で、公民館、地区センター等を初めとした公共施設を案内し、市のホームページからこの一式ごらんいただけるようにいたしますので、基本的にはホーム

ページか公共施設の方で見ていただくという形で考えております。

- 委員：資料3なのですけれども、資料3の条例を定めることとされた基準を江別市が条例を制定するに当たり、今後検討会議などを設けるのでしょうか。あと、そのパブリックコメントが7月9日までということは、これを反映する時期というのは、議会に条例を提出する時期と考えてよろしいのでしょうか。
- 事務局：この基準省令の取扱いについてだと思いますが、例えば特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の省令の冒頭第1条の中で、漢数字で一、二、三、四、五とあると思いますが、それぞれこの条文についてどのように扱うべき定められています。漢数字の三で第46条第2項の規定により云々ということで、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準というふうに規定されております。つまりここに記載されている基準は、そのまま条例で定めることとなります。あと漢数字の五のところでは、中段に市町村が条例を定めるに当たって、上の1、2、3、4で従うべきと定められている以外のものについては参酌して市町村が条例として定めなさいとしています。これはその地域の実情等を考慮して、この省令に記載されている内容について一部見直しをすることはできることとなっています。これを条例として定める際に、例えば今、お集まりいただいている会議で個別の部会をつくって、条例の内容を別途審議いただくことは、現時点では予定しておりませんが、パブリックコメントを行った後、その意見を踏まえて条例として定める内容について一定程度整理し、その整理をした内容について改めて子ども・子育て会議の委員の皆様にご説明をさせていただくことを現時点では考えております。
- 土淵会長：当然パブリックコメントでいろいろな意見が出ての絶対変えられない基準の部分は、こうしてほしいと言われても難しいところもあるけれども、江別市の地域性とかを考慮して定めてよいという部分には、なるべく市民の皆さんの意見を聴きながら条例をつくっていただけないかというふうに思います。ほかにいかがでしょうか。
- 委員：このパブリックコメント、市民の皆様からの意見を聞かせてくださいと広報して、配布場所は市の施設、またホームページにも載せるということですが、基本的に子育て支援を受けるのは、子育て世代であり、そういう人たちは多分、施設とかも行かないだろうし、市のホームページは余り見ないので、子育て世代からの意見は多分余り出ないと思います。子育て世代から意見がでるようにアピールする方法が他にないのかなと思ったのですけれども。
- 事務局：ご意見ありがとうございます。協力が得られるのであればということになるのですけれども、例えば幼稚園、保育園、子育て支援センターにパブリックコメントのご案内を掲示していただくように、そういう方向で間に合うように準備をし、案内場所を増やせるように検討させていただきたいと思います。
- 土淵会長：やはり一番必要としている方の意見が反映されてこそ、いいものができるのではないかと思いますので、早速、そういう方向で検討してくださるということですので、よろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

- 土淵会長：それでは、ほぼご意見も出つくしたと思いますので、議事を終わりにして、その他に移らせていただきますが、事務局から何かありますでしょうか。
- 事務局：その他として2つご案内があります。まず一つは、本日、机上配付している参考資料につきまして、こういった資料をお配りしているのかということと簡単に説明したいのと、二つ目とし

ては、次回の会議のスケジュールについてご案内したいと思います。まず参考資料1、参考資料2ですが、第2回会議で昨年実施したニーズ調査の結果報告書をお配りしましたが、この報告書の中には、保護者の皆さんに書いていただいた自由記載欄については集約して盛り込んではいませんので、今回改めて自由記述欄に書かれていた内容を、参考資料1が就学前の調査、参考資料2が小学生調査としてまとめました。基本的には書かれた原文そのまままとめております。1枚目に分類記号ということで10の分類に分け集計しておりますので、ご参考いただきたいと思います。次に参考資料3、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準ですが、4月30日に幼保連携型認定こども園の認定の基準について国の省令が出ております。こちらは市が条例で定めるものではなく、今後、北海道で条例化されるものと思います。条例制定のスケジュールは押さえておりませんが、参考資料としてお配りさせていただきました。参考資料4ですが、公定価格の仮単価について、5月26日の国の子ども・子育て会議で資料が公開されましたので、お配りしております。1つ目の説明は以上です。

- 土渕会長：今日配付していただいた資料なので、やっぱりじっくり時間が必要かなと思いますが、今この場でぜひ、今説明していただいた参考資料について確認あるいは質問したいということがありましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

- 土渕会長：では、これについてはまた次回、あるいは個別に質問していただくということでお願いいたします。では、もう1点お願いします。

- 事務局：2つ目として、次回の会議の開催スケジュールについてご案内します。会場、スケジュールの都合上、6月26日、木曜日の午後3時から開催したいと考えておりますので、できればこの日での開催をお願いしたいと考えています。

- 土渕会長：事務局から次回の会議を6月26日とお話があったのですが、大体第4木曜日あたりで皆様のスケジュールにも入れていただいているのかとは思いますが、この日どうしても、もう既に都合が悪いという委員の方いらっしゃいますか。できれば全員参加の日が取ればとは思いますが、ほかの日だと別の委員が欠席ということもあるかもしれないので、この6月26日、木曜日3時でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

- 土渕会長：それでは、事務局の提案にありました6月26日、木曜日午後3時ということで、後日開催案内を行うことでお願いしたいと思います。ほかに事務局からありますか。

- 事務局：ありません。

3 閉 会

- 土渕会長：それでは、本日本日予定しておりました事項については、これですべて終了いたしました。次回の会議6月26日ということになりましたので、皆様お忙しいと思いますが、またぜひお集まりいただいて、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上で、第4回子ども・子育て会議を終了いたします。どうもありがとうございました。